

課長説明資料

令和6年6月18日

建設工事関係者連絡会議

建設業の時間外労働の上限規制と、発注者の責務について

稚内労働基準監督署
監督・安衛課長 井村 豪

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

公共工事の発注者をお願いしたいこと

公共工事を発注する場合は、施工者と協議して適正な工期を確保するようお願いします。

適正な工期の確保に向けた発注者の責務

- ・建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し**協力**すること。
- ・各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、**受発注者間で協議して必要に応じて契約変更**を行うこと。

建設業における時間外労働の上限規制

令和6年（2024年）4月1日から全面適用されました。

原則

月45時間、年360時間（1年単位の変形労働時間制を採用する労働者は、月42時間、年320時間）

特別条項

臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）であっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。（他の業種と同じ上限です。）

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 注：月100時間はダメです。
- 時間外労働と休日労働の合計について、
「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」
がすべて1か月当たり80時間以内
- 時間外労働が月45時間（または月42時間）を超えるのは、年6か月まで

3

建設業における例外規定

建設業については、時間外労働の上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業

注：災害前の事前対応は含みません。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計に関する上限規定

- 月100時間未満
- 2か月～6か月平均80時間以内

この2つの規制は、令和6年4月1日以降も適用されません。

適用される上限規制

以下の上限規制は、災害時の復旧・復興の事業とその他の時間外労働を合計して適用されます。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働が月45時間（または月42時間）を超えるのは年6回まで

4

36協定の特別条項の適用手続き

36協定の特別条項を適用するためには、36協定で定められた手続きを取らなければなりません。

36協定の特別条項の適用手続き

- ① 36協定は、事業場に掲示をする等の方法により、労働者に周知させなければなりません。【労働基準法第106条】
労働者が常に直行直帰し、会社に行かない状況であれば、**現場事務所に掲示する等**の方法を講じる必要があります。
- ② 建設業においても、時間外労働を月45時間を超えて行わせる場合は、特別条項を適用することになりました。
36協定の特別条項を適用するには、**36協定で定められた手続きを行い、その経過を記録に残す**必要があります。

「残業が月45時間に達したから、特別条項の適用手続きを行いましょう」

他業種でよく見られたケースですが、**本来は業務の見直しにより、月45時間以内に収められるのであれば、事前に検討して収めるのが最善**であり、月45時間に達してから検討するのでは、選択肢は

「特別条項を適用する」 または **「締め日まで絶対、時間外労働をさせない」**

の二択となり、特別条項の限度回数に達した後は**「締め日まで絶対、時間外労働をさせない」**の一択です。そのため、

時間外労働が月30時間に達した時点で、特別条項を適用する必要があるか、業務の見直しを検討する

など、事前にチェックできるような会社のルールを作るようにしてください。

5

臨時の必要がある場合の時間外労働・休日労働①

36協定によらない時間外労働、休日労働の方法が存在します。

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、**法定の労働時間（原則、1日8時間、週40時間）を超えて、または法定の休日（原則、1週間に1日）に労働させることができる。**

この条文の適用を受けるためには、

- ① 労働基準監督署長に**許可申請**（原則：事前に分かっている場合）
- ② 労働基準監督署長に**届出**（例外：事態急迫のため、許可を受ける暇がない場合）

をすることが必要です。

6

臨時の必要がある場合の時間外労働・休日労働②

36協定によらない時間外労働、休日労働には許可基準があります。

労働基準法第33条第1項の許可基準

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められません。
(36協定の範囲内で処理してください。)
- ② 地震・津波、風水害・**雪害**・爆発・火災等の災害への対応 (差し迫ったおそれがある場合における事前の対応を含む。)・急病への対応その他の人命または公益を保護するための必要は認められます。

雪害について

道路交通の確保等、人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当します。
許可申請全てが許可できるわけではありませんが、やむを得ない場合には労働基準法第33条の適用をご検討ください。

7

臨時の必要がある場合の時間外労働・休日労働③

36協定の限度時間の集計以外に、取扱いの適用除外はありません。

注意点

- ① 36協定によらない時間外・休日労働となります。
したがって、36協定の限度時間の集計に含める必要はありません。
- ② 割増賃金の支払いは必要です。
36協定による時間外労働と合算して、1か月の時間外労働60時間を超えた時間については、割増率50%以上が必要となります。
- ③ 長時間労働者の医師の面接指導制度の対象です。
36協定による時間外・休日労働と合算して、時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者は、医師の面接指導制度の対象となります。

8

時間外労働を削減するために①

時間外労働を削減するためには、所定休日労働を無くすのが早道です。

時間外労働時間は、所定休日に労働させた場合、一気に増加します。

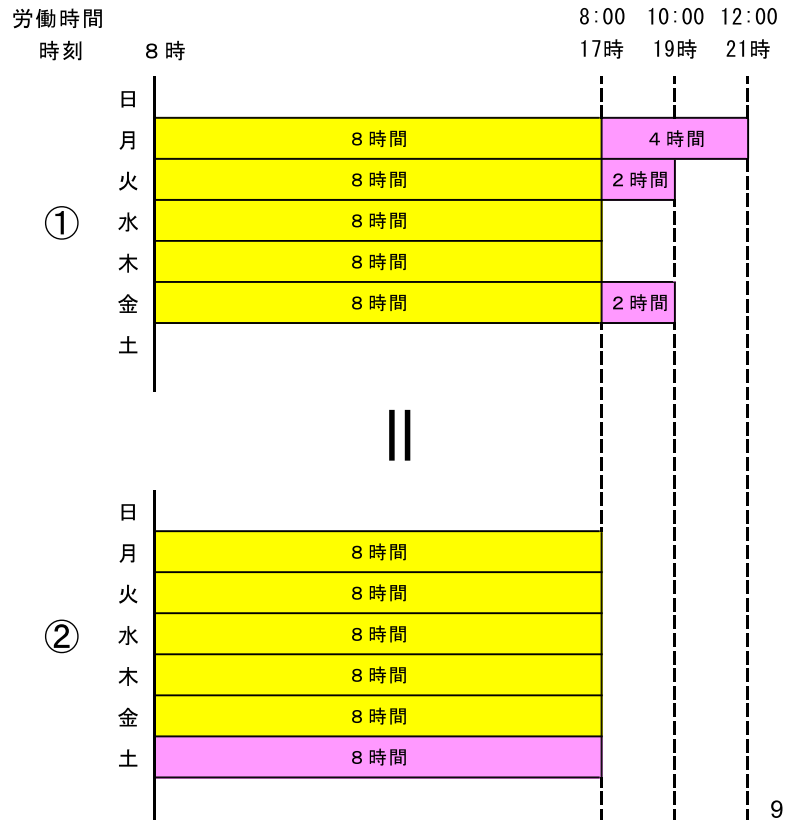
(例)

- ① 週5日、日によって時間外労働をさせた場合

時間外労働 8時間

- ② 週6日、1日8時間労働をさせた場合

時間外労働 8時間



9

時間外労働を削減するために②

時間外労働を削減するためには、所定休日労働を無くすのが早道です。

時間外労働時間は、所定休日に労働させた場合、一気に増加します。

(例)

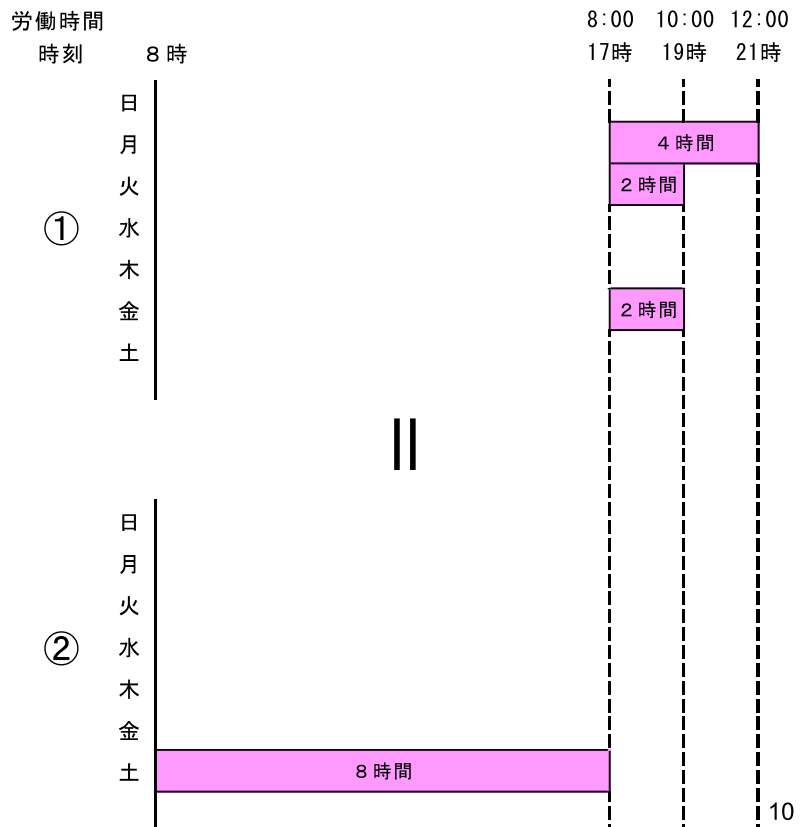
- ① 週5日、日によって時間外労働をさせた場合

時間外労働 8時間

- ② 週6日、1日8時間労働をさせた場合

時間外労働 8時間

週6日労働を月4回させると、それだけで
時間外労働時間は月32時間 (= 8時間×4日)
となります。



10

時間外労働を削減するために③

時間外労働を削減するためには、所定休日労働を無くすのが早道です。

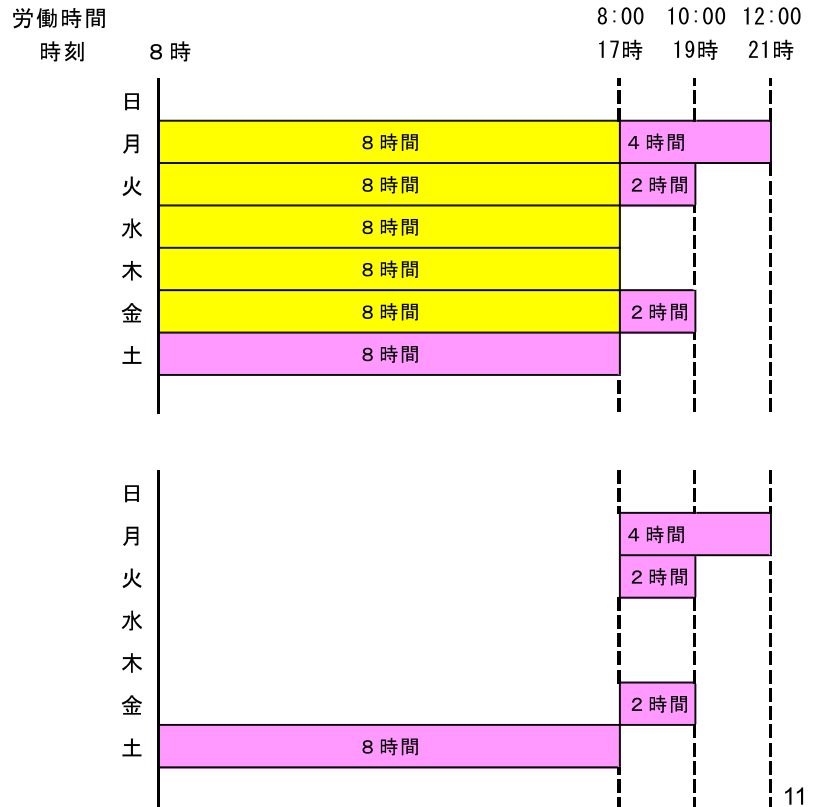
日によって時間外労働をさせ、更に週6日労働をさせると、右の例では

月64時間労働（＝週16時間×4回）

となり、原則の月45時間以内を超えてしまいます。

月45時間を超えることができるのは、最大でも年間6回までです。

したがって、**年間を通じて右の例のような労働をさせることはできません。**



11

（あらためて）公共工事の発注者をお願いしたいこと

- ・建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し**協力**すること。
- ・各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、**受発注者間で協議して必要に応じて契約変更**を行うこと。

建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、建設業者における長時間労働は正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理及び産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更及び完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集、令和5年5月、国土交通省不動産・建設経済局建設業課」より抜粋
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html

12

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－ 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂 －

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

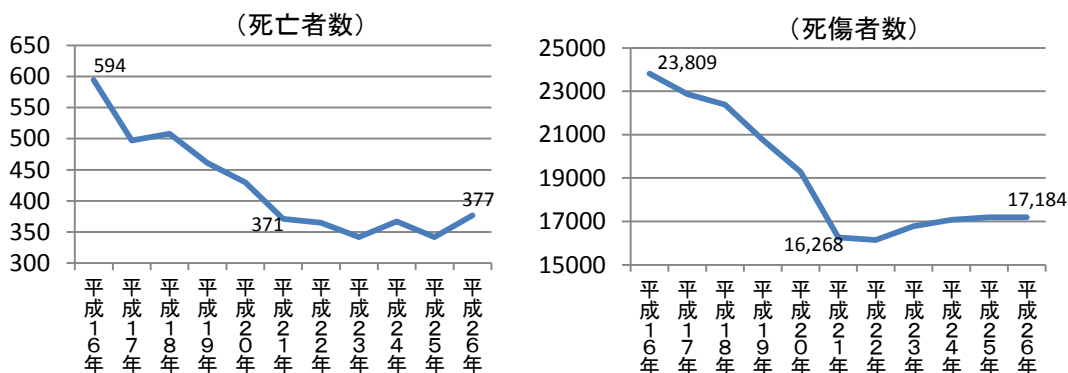
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、「安全衛生経費の積算」は 8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

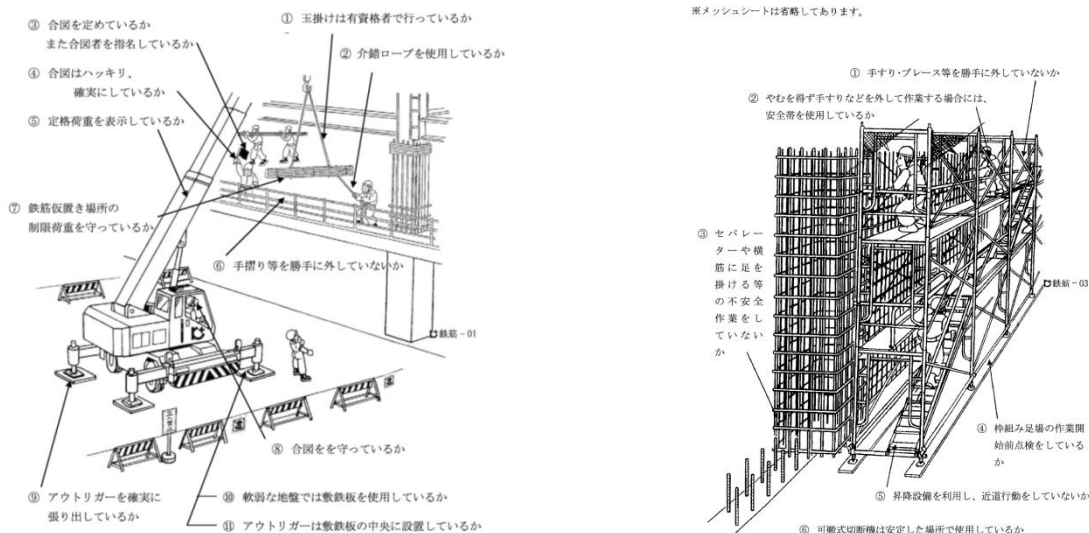
2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(駆体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。**

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費**が明示された見積書を尊重しつつ、**建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。**

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない**労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。**

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。

以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

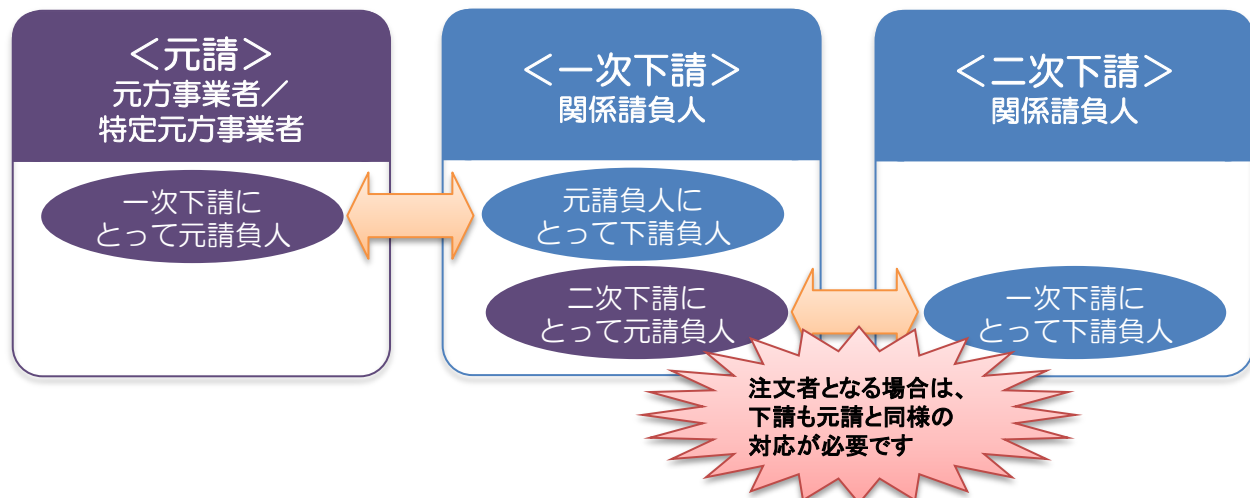
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果**「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合**

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法 (H31.4.1施行) に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したものの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日 (週休2日等)
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関(コンストラクション・マネジメント企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。